

消費税管理資料の仕組と消費税計算

< 勘定奉行 21 シリーズ >

概要

この資料は、勘定奉行シリーズの「消費税管理資料」メニューにおいて、特にお問い合わせの多い、以下の2点について説明します。

- 消費税申告書の「消費税」金額と、合計残高試算表[税抜]の「仮受消費税」金額が合わない
- 消費税申告書・添付資料の「付表」の各項目は、どのように集計されているのか。
 - ・ 原則課税(付表2)の場合 [5 ページ](#)
 - ・ 簡易課税(付表5)の場合 [9 ページ](#)
 - ・ 旧税率(3%)の取引を含む場合 [12 ページ](#)
 - ・ 還付申告の場合 [19 ページ](#)
 - ・ 中間申告について [22 ページ](#)

消費税申告書の「消費税」金額と、合計残高試算表[税抜]の「仮受消費税」金額が合わない

勘定奉行では、仕訳伝票を登録するだけで、自動的に「合計残高試算表」「消費税申告書」を作成します。

売上や仕入に関する伝票を入力し、仮受消費税と仮払消費税が自動計算されるため、この両者の金額は、一致しているものと誤解を招くことがあります。

もっとも多いものとしては、消費税申告書の「消費税」金額と、合計残高試算表の「仮受消費税」金額が合わないというものがあります。

しかし、これらの管理資料には、根本的な違いがあるのです。

- 合計残高試算表 …… 会計上の計算に基づき、集計されます。
登録された仕訳伝票について、**科目ごと**に金額を足していきます。
- 消費税申告書 …… 消費税法上の計算に基づき、集計されます。
登録された仕訳伝票について、**税区分ごと**に足していき、そこから「課税標準額」等を求めます。

仕訳伝票上から自動計算された仮受消費税の合計金額
※会計上(簿記上)の計算方法

税区分7(一般売上)
etc.売上に関する税区分 $\times \frac{100}{105}$

税区分で集計したものから、本体価格分を計算します。その結果の1,000円未満は切り捨てし「課税標準額」を求めます。
さらに、課税標準額の4%分が消費税申告書の消費税額となります。



【合計残高試算表】

≠



【消費税申告書】

その結果、合計残高試算表の「仮受消費税」金額と、消費税申告書の「消費税額」が一致することはありません。

消費税の申告・納税は、消費税法上より計算された「消費税申告書」を提出します。会計上の処理では、**「未払消費税」勘定には、実際納付した「納付税額」の金額**を登録します。帳簿上の仮受消費税と仮払消費税の差し引きされた金額と、納付税額の誤差は、「雑損失」または「雑収入」を使って処理します。

【例】(勘定奉行の画面で見ると…)

コード	科目名	期首残高	借方	貸方	残高	構成比
	繰延資産計	0	0	0	0	0.0
	資産合計	0	3,000,000	0	3,000,000	100.0
336	仮受消費税	0	0	142,857	142,857	4.8
	流動負債計	0	0	142,857	142,857	4.8
	固定負債計	0	0	0	0	0.0

(合計残高試算表)

会計上の計算は、単純に、仕訳伝票上から自動計算された「仮受消費税」勘定の合計金額

項目	金額
この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額 [1]	2,857,000
消費税額 [2]	114,280
控除過大調整税額 [3]	0
控除税額	

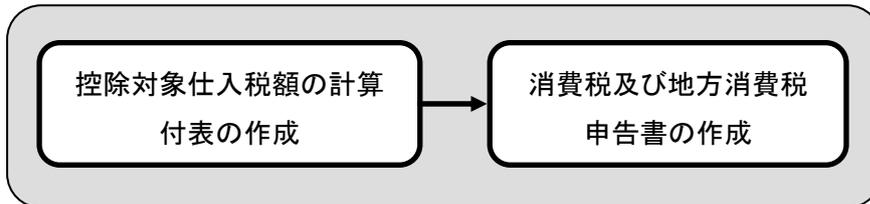
(消費税申告書)

消費税法上の計算は、税区分で集計し、100/105 で課税標準額を求めてからその4%になります。

消費税申告書・添付資料の「付表」の各項目は、どのように集計されているのか

1. 実務での税額計算と申告書の書き方

一般的に実務では、下図の流れで消費税申告書の作成を行います。



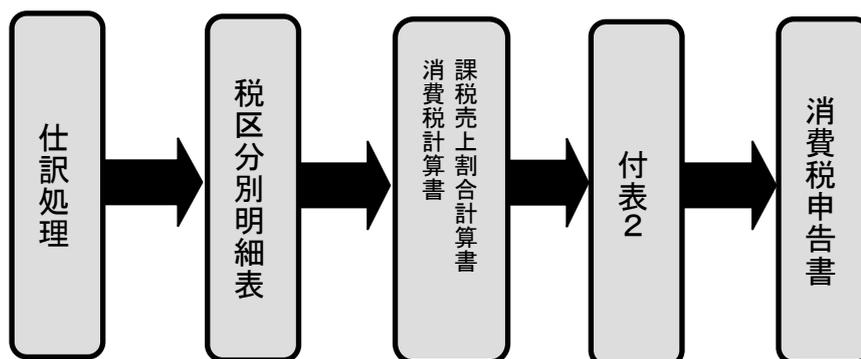
控除対象仕入税額の計算の違いにより、原則計算による申告は「一般用」、簡易課税による申告は「簡易用」と分けられ、付表の形式も異なります。

また、旧税率(3%)の税区分を使用した取引が存在する場合には、旧税率計算用の付表を提出する必要があります。

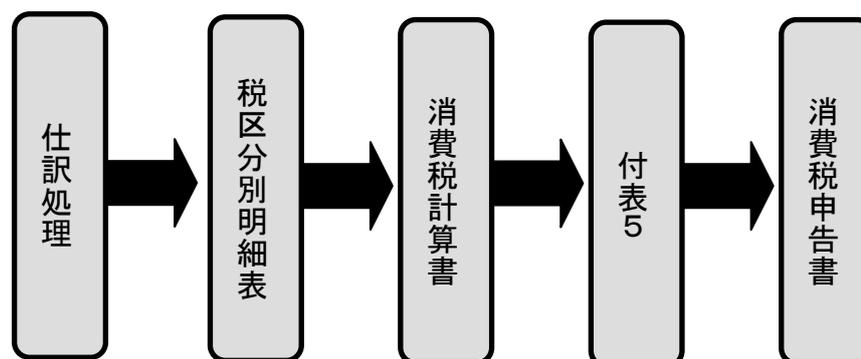
どの計算方法でも、一般的には付表から作成し、その結果を申告書の適所に転記します。

次に、上記流れを勘定奉行の集計でイメージすると、以下のようになります。

原則課税



簡易課税



集計結果を追跡するには、矢印を反対にメニューをさかのぼることで、内訳の内容を確認できます。

【例】(原則課税による計算)

[書面申告]メニュー

【付表2】の金額を追跡すると、以下のようになります。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		一般
課税期間 24・4・1~24・4・30		氏名又は名称
項目	金額	
課税売上額(税抜き) ①	368,740,952	課税売上割合計算書①
免税売上額 ②	12,180,000	課税売上割合計算書②
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④	380,920,952	申告書の⑮へ転記
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤	380,920,952	
非課税売上額 ⑥	10,500,000	課税売上割合計算書③
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦	391,420,952	申告書の⑯へ転記
課税売上割合(④/⑦)	97.31%	課税売上割合計算書④
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧	231,739,000	消費税計算書⑤
課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105) ⑨	8,828,152	消費税計算書⑥
課税貨物に係る消費税額 ⑩		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪) ⑫	8,828,152	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額) ⑬	8,828,152	
⑬のうち、課税売上げのみ要するもの ⑭		
⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑮		
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑭+(⑮×④/⑦)) ⑯		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑬×④/⑦) ⑰		
控除税額の調整 ⑱		
控除対象仕入税額差[(⑱、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑰]がプラスの時 ⑲	8,828,152	申告書の④へ転記
控除過大調整税額[(⑱、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑰]がマイナスの時 ⑳		申告書の③へ転記
貸倒回収に係る消費税額 ㉑		申告書の③へ転記

売上に関する計算

仕入に関する計算

[付表2]の①~④は課税売上割合計算書から、⑤・⑥は、消費税計算書から転記されています。
 ▶は、計算結果を消費税申告書へ転記します。

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
 3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額}⑨ = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価)}}{105} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{105} \right]$$

 4 ⑨欄と⑯欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

上記図のように、売上に関する計算結果は、「課税売上割合計算書」から転記されます。
 仕入に関する計算結果は、「消費税計算書」から転記されます。
 次に、転記する基になるこれらの内訳の計算書は、どのようにして成り立っているのかを確認しましょう。

付表2の売上に関する計算は、[課税売上割合計算書]から追跡します。

【課税売上割合計算書】

課税売上			
一般課税分(5.0%)			
7. 売 上 (一般)	A	385,240,954	
仮受消費税 (一般)		19,262,046	
8. 返 還 (一般)	B	16,500,000	
仮受消費税 (一般)		825,000	
合 計		387,178,000	
対価の額 (100/105.0)	①	368,740,952	
課税売上合計			368,740,952
免税売上		C	12,180,000
非課税売上		②	
一般			
16. 非課税売上		10,500,000	
有価証券	D	0	
17. 有価証券の譲渡		0	
非課税売上換算額 (5/100)		0	
非課税売上合計	③	10,500,000	
課税資産の譲渡等の対価の額			
課税売上 + 免税売上			380,920,952
資産の譲渡等の対価の額			
課税売上 + 免税売上 + 非課税売上			391,420,952
課税売上割合	④	97.31%	

[消費税管理資料]
[課税売上割合計算書] メニュー

税区分別明細表A

税区分別明細表B

付表の①へ転記

税区分別明細表C

付表の②へ転記

税区分別明細表D

付表の③へ転記

A~Dは、税区分別明細表の集計結果から転記されています。
➡ は、計算結果を付表2へ転記します。

付表の④へ転記

次に、転記する基になる【税区分別明細表】は、どのようにして成り立っているのかを確認します。

A~Dまで、税区分ごとに集計されています。

よって、条件の指定方法も、税区分ごとに行います。次のように指定します。

【税区分別明細表】

[消費税管理資料]
[税区分別明細表] メニュー

- A の場合、税区分「7.一般売上」を指定します。
- B の場合、税区「8.一般売上の返還等」を指定します。
- C の場合、税区分「15.免税売上」を指定します。
- D の場合、税区分「16.非課税売上」を指定します。

税区分「7.一般売上」で集計した場合 (A の例)

[7] 一般売上				
伝票No.	部門	摘要	税込金額	税引金額
24.4.1	売上高			
1			2,858	142
24.4.1	売上高			
3			385,238,096	19,261,904
【合 計】			385,240,954	19,262,048

A

税区分「7.一般売上」で登録されている仕訳伝票のみを集計しています。勘定科目は関係ありません。ここで計算された「税抜金額」「仮受金額」が、課税売上割合計算書に転記されます。

B、C、Dも同様です。

次に、付表2の仕入に関する計算は、[消費税計算書]から追跡します。

【消費税計算書】

控除税額		
一般課税分（5.0%）		
課税売上対応分仕入		
①	仕入（一般）	220,703,810
	仮払消費税（一般）	11,035,190
共通売上対応分仕入		
③	仕入（一般）	0
	仮払消費税（一般）	0
非課税売上対応分仕入		
②	仕入（一般）	0
	仮払消費税（一般）	0
合計		⑤ 231,739,000
消費税額（4.0/105.0）		⑥ 8,828,152

[消費税管理資料]
[消費税計算書]メニュー

税区分別明細表

付表の⑤へ転記

付表の⑥へ転記

消費税計算書に関する計算についても、転記される内容は、同様に税区分明細表の条件ダイアログにて、税区分「1」「3」「2」で集計した結果になります。

[1] 課税売上分一般仕入

日	付	総勘定科目名	(補助)	税抜金額	仮払金額	税込金額
伝票No	部門	摘要				
24 4 1	1	仕入高		3,810	190	4,000
24 4 1	3	仕入高		228,500,000	11,475,000	240,975,000
24 4 1	3	仕入高		-10,000,000	-500,000	-10,500,000
24 4 1	3	貸倒損失		1,200,000	60,000	1,260,000
【合計】				220,703,810	11,035,190	231,739,000

ここまで追跡すると、どのような税区分で仕訳を登録したかが明確になります。
金額が合わないなどの場合は、ここで明細を1つずつチェックし、間違っている明細を仕訳処理で修正します。

以上の内訳となる資料を基に、消費税申告書が成り立っています。
消費税申告書側から見ると、次のような構成になります。

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円															
課税標準額	①						3	8	5	2	4	0	0	0	0	03	
消費税額	②						1	5	4	0	9	6	0	0	0	06	
控除過大調整税額	③															07	
控除税額	控除対象仕入税額	④								8	8	2	8	1	5	2	08
	返還等対価に係る税額	⑤									6	6	0	0	0	0	09
	貸倒に係る税額	⑥															10
控除税額小計	⑦									9	4	8	8	1	5	2	
控除不足還付税額	⑧																13
差引税額	⑨									5	9	2	1	4	0	0	15
中間納付税額	⑩																16
納付税額	⑪									5	9	2	1	4	0	0	17
中間納付還付税額	⑫																18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬															19
	差引納付税額	⑭															20
課税売上 割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮					3	8	0	9	2	0	9	5	2	21	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯					3	9	1	4	2	0	9	5	2	22	

消費税計算書から転記

消費税計算書から転記

付表2の②から転記

付表2の⑩から転記

消費税計算書から転記

付表2の④から転記

付表2の⑦から転記

付表2以外から転記される申告書の内訳は、【消費税計算書】から転記されます。

【消費税計算書】

課税標準額	
一般課税分 (5.0 %)	
7. 売 上 (一般)	385,240,954
仮受消費税 (一般)	19,262,046
合 計	404,503,000
対価の額 (100/105.0)	385,240,952
課税標準額	385,240,000
消費税額 (4.0 %)	15,409,600

[消費税管理資料]
[消費税計算書] メニュー

課税標準額合計	385,240,000 [1]
消費税額合計	15,409,600 [2]

申告書の①へ転記
申告書の②へ転記

返還等対価に係る税額	
一般課税分 (5.0 %)	
8. 返 還 (一般)	16,500,000
仮受消費税 (一般)	825,000
合 計	17,325,000
消費税額 (4.0/105.0)	660,000

消費税計算書には、申告書に反映すべき番号が記されています。
よって対応した番号の箇所へ転記されます。

返還等対価に係る税額	660,000 [5]
------------	-------------

申告書の⑤へ転記

【例】 (簡易課税による計算)

付表5の金額は、原則課税と異なり、**控除対象仕入税額の計算のみ**になります。

なぜなら、簡易課税の計算方法は、実際の仕入額は考慮せず、売上にかかる消費税額から簡易的に仕入にかかる消費税額を算出する計算方法だからです。

[書面申告] メニュー

[付表5]の金額を追跡すると、以下のようになります。

付表5 控除対象仕入税額の計算表		簡易	
課税期間		24・4・1～24・4・30	氏名又は名称
項	目	金額	
課税標準額に対する消費税額 (申告書②欄の金額)	①	① 15,409,600 円	
貸倒回収に係る消費税額 (申告書③欄の金額)	②		
売上対価の返還等に係る消費税額 (申告書⑤欄の金額)	③	⑤ 660,000 円	
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④	14,749,600 円	
1種類の事業の事業者の場合 [控除対象仕入税額] ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	⑤	⑤ 13,274,640 円	
2 種類 以上 の 事業 を 営 む 事 業 者 の 場 合	課税売上高に係る消費税額の計算	事業区分別の合計額 ⑥	事業区分別の課税売上高 (税抜き) 円 売上割合 ⑫
	第一種事業 (卸売業)	⑦	⑬
	第二種事業 (小売業)	⑧	⑭
	第三種事業 (製造業等)	⑨	⑮
	第四種事業 (その他)	⑩	⑯
	第五種事業 (サービス業等)	⑪	⑰
	控除対象仕入税額の計算式区分		算出額
原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 (⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%)÷⑫		⑱	
特例計算を適用する場合 1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥) ≥ 75% ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)		⑲	
2種類の事業で75%以上		⑳	
(⑦+⑧)/⑥ ≥ 75%		㉑	
(⑦+⑩)/⑥ ≥ 75%		㉒	
(⑦+⑪)/⑥ ≥ 75%		㉓	
(⑧+⑨)/⑥ ≥ 75%		㉔	
(⑧+⑩)/⑥ ≥ 75%		㉕	
(⑧+⑪)/⑥ ≥ 75%		㉖	
(⑨+⑩)/⑥ ≥ 75%		㉗	
(⑨+⑪)/⑥ ≥ 75%		㉘	
(⑩+⑪)/⑥ ≥ 75%		㉙	
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による ㉑～㉙の内から選択した金額)		⑳ ※申告書④欄へ	

売上に関する計算

仕入に関する計算

消費税計算書①

消費税計算書⑤

申告書の④へ転記



上記の例では、1種類の事業で、もっとも原則的な計算方法の例を示しますが、簡易課税の場合、複数事業を営んでいたり、その計算方法にも原則的な計算や特例計算があるため、採用する方法に応じて、付表5の内容に計算過程を記述する必要があります。

【消費税計算書】

[消費税管理資料]
[消費税計算書]メニュー

課税標準額		
一般課税分 (5.0 %)		
第一種事業 (卸売業) に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)		385,240,954
仮受消費税 (一般)		19,262,046
事業区分不明に係る課税売上高		
7. 売 上 (一般)		0
仮受消費税 (一般)		0
合 計		404,503,000
対価の額 (100/105.0)		385,240,952
課税標準額		385,240,000
消費税額 (4.0 %)		15,409,600

A { 385,240,954
19,262,046

税区分別明細表 A

課税標準額合計	① 385,240,000 [1]
消費税額合計	② 15,409,600 [2]

申告書の①へ転記

申告書の②へ転記

返還等対価に係る税額		
一般課税分 (5.0 %)		
第一種事業 (卸売業) に係る対価の返還等の金額		
8. 返 還 (一般)		16,500,000
仮受消費税 (一般)		825,000
合 計		17,325,000
消費税額 (4.0/105.0)		660,000

B { 16,500,000
825,000

税区分別明細表 B

返還等対価に係る税額	⑤ 660,000 [5]
------------	---------------

申告書の⑤へ転記

次に、転記する基になる【税区分別明細表】は、どのようにして成り立っているのかを確認します。

A・Bとも、事業区分ごとの税区分ごとに集計されています。

よって、条件の指定方法も税区分ごとに行います。次のように指定します。

[消費税管理資料]
[税区分別明細表]メニュー

税区分別明細表 条件設定

日付範囲指定
24年 4月 1日 ~ 24年 4月 30日

税区分
0 対象外又は非課税仕入
1 課税売上分一般仕入
2 非課税売上分一般仕入
3 共通売上分一般仕入
4 課税売上分新車購入
5 非課税売上分新車購入
6 共通売上分新車購入
7 一般売上
8 一般売上の返還等
9 一般売上の貸倒れ
10 一般売上の貸倒れ回収

事業区分指定 (J)...

事業区分指定

事業区分
 未 確 定 製造業等
 卸 売 業 その他
 小 売 業 サービス業等
 指定しない

画面 (V) 印刷 (P)... 転送 (E)... キャンセル ヘルプ (H)

税区分を選択して下さい。

A の場合、税区分「7.一般売上」を指定し、事業区分は「卸売業」を指定します。

B の場合、税区分「8.一般売上の返還等」を指定し、事業区分は「卸売業」を指定します。

複数の事業を営んでいる場合には、事業区分を指定することで、消費税計算書の金額がそのまま確認できます。

【例】 (旧税率の取引を含む仕訳がある場合の計算)

次に、旧税率の取引を含む仕訳がある場合、付表の計算はどのようになるか説明します。
 まず、旧税率を含む場合、旧税(3%)と新税(5%)をそれぞれ分けて計算し、それを記載した計算表(付表)を提出する必要があります。

図に示すと、提出すべき資料と消費税計算の関係は、以下の通りです。

	申告書	付表 1	付表 2	付表 2-(2)	付表 4	付表 5	付表 5-(2)
原則課税	リースなど、旧税率(3%)の税区分を使用した伝票あり	○	○	○			
簡易課税	リースなど、旧税率(3%)の税区分を使用した伝票あり	○			○		○
	旧税率(3%)の税区分を使用した伝票なし	○	○			○	
	旧税率(3%)の税区分を使用した伝票なし	○				○	

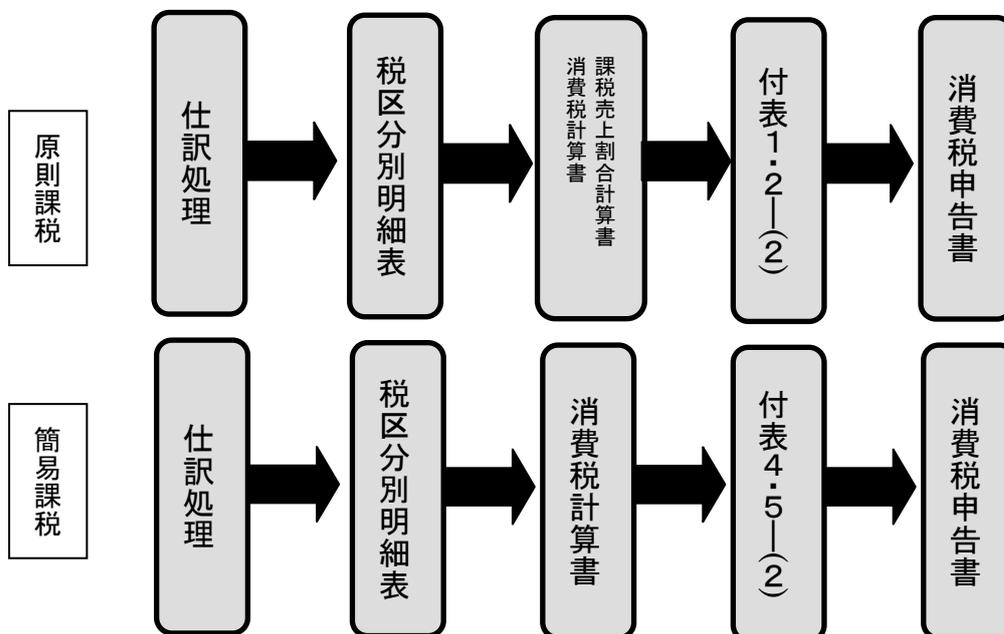


- ◆ 付表 1 と、付表 2-(2)はセットです。原則課税で、旧税率を含む場合に提出します。
 - ◆ 付表 4 と、付表 5-(2)はセットです。簡易課税で、旧税率を含む場合に提出します。
- 勘定奉行では、登録された仕訳伝票から、印刷可能な「付表」を自動的に判別しますが、提出に関係ある付表のみ、選択できるようになっています。

消費税・書面申告
 【印刷帳票選択】
 消費税申告書
 OCR用 税務署印字項目を印刷する
 提出用 部
 税務署処理欄
 所管
 要否
 整理番号
 付表
 付表1 付表4
 付表2 付表5
 付表2-2 付表6-2
 還付申告に関する明細書 (1/2)
 (2/2)

簡易課税であり、旧税(3%)の取引を含んでいる場合は、このようになります。

旧税(3%)を含む、原則課税の「付表 1」・「付表 2-2」の作成手順は、以下のようになります。



【付表1】

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表		[経過措置対象課税資産の 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (譲渡等を含む課税期間用)]		一般
		課税期間	24・4・1~24・4・30	氏名又は名称
区分		旧税率適用分 A	税率4%適用分 (地方消費税の課税標準と なる消費税額) B	合計 (A+B) (消費税の税額) C
課税標準額	税率4%適用分 ①		① 385,240,000 円	385,240,000 円
	旧税率適用分 ②	② 582,000 円		582,000
	計 (①+②) ③	582,000	385,240,000	※申告書の①欄へ 385,822,000
消費税額	税率4%適用分 (①×4%) ④		③ 15,409,600	15,409,600
	旧税率適用分 ⑤	④ 17,460		17,460
	計 (④+⑤) ⑥	17,460	15,409,600	※申告書の②欄へ 15,427,060
控除過大調整税額 ⑦		※付表2-②の ㉞・㉟ A欄の合計金額	※付表2-②の ㉞・㉟ B欄の合計金額	※申告書の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額 ⑧	※付表2-②の ㉞A欄の金額 13,106	※付表2-②の ㉞B欄の金額 8,828,152	※申告書の④欄へ 8,841,258
	返還等対価に係る税額 ⑨		⑤ 660,000	※申告書の⑤欄へ 660,000
	貸倒れに係る税額 ⑩			※申告書の⑥欄へ
	控除税額小計 (⑧+⑨+⑩) ⑪	13,106	9,488,152	※申告書の⑦欄へ 9,501,258
控除不足還付税額 (⑪-⑥-⑦) ⑫			※申告書の⑧欄へ	
差引税額 (⑥+⑦-⑪) ⑬	4,354		※申告書の⑧欄へ 5,921,448	
合計差引税額 (⑬-⑫) ⑭			※マイナスの場合は申告書の⑧欄へ ※プラスの場合は申告書の⑧欄へ 5,925,802	

付表1「旧・新税率別、消費税額計算表」の名前からも分かるように、旧税率(3%)の取引が含まれると、新税率(5%)と分けて記載する必要があります。

課税標準額、消費税額、控除税額はというキーワードはすべて、消費税計算書から計算され転記されています。

旧税率(3%)と新税率(5%)の、それぞれ計算した結果をまとめてから、消費税申告書へ転記します。

【消費税計算書】

「課税標準額」は、必ず消費税計算書から計算されます。

[消費税管理資料]
[消費税計算書]メニュー

課税標準額		一般課税分 (5.0%)	
7. 売上 (一般)		385,240,954	
仮受消費税 (一般)		19,262,046	
合計	A	404,503,000	
対価の額 (100/105.0)		385,240,952	
課税標準額		① 385,240,000	
消費税額 (4.0%)		③ 15,409,600	
一般課税旧税対応分 (3.0%)			
27. 売上 (一般)		582,525	
仮受消費税 (一般)		17,475	
合計	B	600,000	
対価の額 (100/103.0)		582,524	
課税標準額		② 582,000	
消費税額		④ 17,460	
返還等対価に係る税額			
一般課税分 (5.0%)			
8. 返還 (一般)		16,500,000	
仮受消費税 (一般)		825,000	
合計	C	17,325,000	
消費税額 (4.0/105.0)		⑤ 660,000	



税区分「27.売上の旧税分」で集計した場合 (**B** の場合)

[消費税管理資料]
[税区分別明細表]メニュー

税区分別明細表 条件設定

日付範囲指定: 24年 4月 1日 ~ 24年 4月 30日

税区分: 22 非売上分仕入の旧税分, 23 共売上分仕入の旧税分, 24 課税売上分輸入仕入, 25 非課税売上分輸入仕入, 26 共通売上分輸入仕入, **27 売上の旧税分**, 28 売上返還等の旧税分, 29 売上貸倒れの旧税分, 30 売上貸倒回収の旧税分, 31 輸入仕入地方消費税

集計対象: 全科目 科目指定

画面(Y) 印刷(E)... 転送(F)... キャンセル ヘルプ(H)

税区分を選択して下さい。

A の場合、税区分「7.一般売上」を指定します。

B の場合、税区分「27.売上の旧税分」を指定します。

C の場合、税区分「8.一般売上の返還等」を指定します。

[27] 売上の旧税分					
日付	総勘定科目名	(補助)	税抜金額	仮受金額	税込金額
24 4 1	売上高				
1			582,525	17,475	600,000
		【合計】	582,525	17,475	600,000

B

ここまで追跡すると、どのような税区分で仕訳を登録したかが明確になります。

金額が合わないなどの場合は、ここで明細を1つずつチェックし、間違っている明細を仕訳処理で修正します。

次に、[付表 2-(2)]の金額を追跡すると、以下のようになります。

[書面申告] メニュー

【付表 2-(2)】

課税期間		氏名又は名称		一般	
24・4・1~24・4・30					
項	目	旧税率適用分 A	税率4%適用分 B	合計金額 (A+B) C	
課税売上額 (税抜き)	①	円 582,524	円 368,740,952	円 369,323,476	課税売上割合計算書
免税売上額	②			円 12,180,000	課税売上割合計算書
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④			円 381,503,476	申告書の⑮へ転記
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤			円 381,503,476	
非課税売上額	⑥			円 10,500,000	課税売上割合計算書
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦			円 392,003,476	申告書の⑯へ転記
課税売上割合 (④/⑦)				(97.32%)	
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	円 450,000	円 231,739,000	円 232,189,000	消費税計算書
課税仕入れに係る消費税額	⑨	円 13,106	円 8,828,152	円 8,841,258	消費税計算書
課税貨物に係る消費税額	⑩				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑨+⑩±⑪)	⑫	円 13,106	円 8,828,152	円 8,841,258	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑫の金額)	⑬	円 13,106	円 8,828,152	円 8,841,258	
個別対応方式 ⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭				
個別対応方式 ⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭+⑮×④/⑦)	⑯				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑯×④/⑦)	⑰				
控除税額調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲				
差引 控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑰の金額) ± ⑲ ± ⑲]	⑳	円 13,106	円 8,828,152	円 8,841,258	付表1へ転記
控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑰の金額) ± ⑲ ± ⑲]がマイナスの時	㉑				付表1へ転記
貸倒回収に係る消費税額	㉒				付表1へ転記

売上に関する計算

仕入に関する計算

付表 2-(2)の ①~④ は課税売上割合計算書から、⑤~⑧は、消費税計算書から転記されています。

上記図のように、売上に関する計算結果は、「課税売上割合計算書」から転記されます。

仕入に関する計算結果は、「消費税計算書」から転記されます。

次に、転記する基になるこれらの内訳の計算書は、どのようにして成り立っているのかを確認しましょう。



旧税率を分けて記載する必要があるため、旧税率用の列がありますが、基本的にそれ以外は、通常の付表2と同じ集計になります。

【課税売上割合計算書】

[消費税管理資料]
[課税売上割合計算書]メニュー

課税売上			
一般課税分(5.0%)			
7. 売上 (一般)	A	385,240,954	}
仮受消費税 (一般)		19,262,046	
8. 返還 (一般)	B	16,500,000	}
仮受消費税 (一般)		825,000	
合計		387,178,000	
対価の額 (100/105.0)		② 368,740,952	
一般課税旧税対応分(3.0%)			
27. 売上 (一般)	C	582,525	}
仮受消費税 (一般)		17,475	
28. 返還 (一般)		0	
仮受消費税 (一般)		0	
合計		600,000	
対価の額 (100/103.0)		① 582,524	
課税売上合計		389,323,476	
免税売上	D	③ 12,180,000	}
非課税売上	E	④ 10,500,000	
一般			
16. 非課税売上			

税区分別明細表 A

税区分別明細表 B

付表 2-(2)の②へ転記

税区分別明細表 C

付表 2-(2)の①へ転記

税区分別明細表 D

付表 2-(2)の③へ転記

税区分別明細表 E

付表 2-(2)の④へ転記

税区分「27.売上の旧税分」で集計した場合 (C の場合)

[消費税管理資料]
[税区分別明細表]メニュー

税区分別明細表 条件設定

日付範囲指定
24年 4月 1日 ~ 24年 4月 30日

税区分
 22 非売上分仕入の旧税分
 23 共売上分仕入の旧税分
 24 課税売上分輸入仕入
 25 非課税売上分輸入仕入
 26 共通売上分輸入仕入
 27 売上の旧税分
 28 売上返還等の旧税分
 29 売上官割れの旧税分
 30 売上官割回収の旧税分
 31 輸入仕入地方消費税分

集計対象
 全科目 科目指定

事業区分指定(J)...

画面(V) 印刷(P)... 転送(E)... キャンセル 実行(H)

税区分を選択して下さい。

- A の場合、税区分「7.一般売上」を指定します。
- B の場合、税区分「8.一般売上の返還等」を指定します。
- C の場合、税区分「27.売上の旧税分」を指定します。
- D の場合、税区分「15.免税売上」を指定します。
- E の場合、税区分「16.非課税売上」を指定します。

[27] 売上の旧税分

日付	総勘定科目名	〈補助〉	税抜金額	仮受金額	税込金額
伝票No	部門	摘要			
24 4 1	売上高				
1			582,525	17,475	600,000
		【合計】	582,525	17,475	600,000

C

ここまで追跡すると、どのような税区分で仕訳を登録したかが明確になります。
金額が合わないなどの場合は、ここで明細を1つずつチェックし、間違っている明細を仕訳処理で修正します。

付表 2-(2)についても付表2と同様に、仕入に関する部分は、消費税計算書から転記されます。

【消費税計算書】

控除税額			
一般課税分 (5.0 %)			
課税売上対応分仕入			
1. 仕 入 (一般)		220,703,810	F
仮払消費税 (一般)		11,035,190	
共通売上対応分仕入			
3. 仕 入 (一般)		0	
仮払消費税 (一般)		0	
非課税売上対応分仕入			
2. 仕 入 (一般)		0	
仮払消費税 (一般)		0	
合 計		231,739,000	6
消費税額 (4.0/105.0)			
		8,828,152	8
一般課税旧税対応分 (3.0 %)			
課税売上対応分仕入			
2 1. 仕 入 (一般)		436,894	G
仮払消費税 (一般)		13,106	
共通売上対応分仕入			
2 3. 仕 入 (一般)		0	
仮払消費税 (一般)		0	
非課税売上対応分仕入			
2 2. 仕 入 (一般)		0	
仮払消費税 (一般)		0	
合 計		450,000	5
消費税額 (3.0/103.0)			
		13,106	7

[消費税管理資料]
[消費税計算書] メニュー

税区分別明細表 F

付表 2-(2)の 6 へ転記

付表 2-(2)の 8 へ転記

税区分別明細表 G

付表 2-(2)の 5 へ転記

付表 2-(2)の 7 へ転記

税区分「21.課税売上分仕入の旧税分」で集計した場合 (G の場合)

税区分別明細表 条件設定

日付範囲指定
24年 4月 1日 ~ 24年 4月 30日

税 区 分
 17 有価証券の譲渡
 18 未確定
 21 課税売上分仕入の旧税分
 22 非売上分仕入の旧税分
 23 共通売上分仕入の旧税分
 24 課税売上分輸入仕入
 25 非課税売上分輸入仕入
 26 共通売上分輸入仕入
 27 売上の旧税分
 28 売上返戻等の旧税分
 29 売上貸倒れの旧税分

集計対象
 全科目 科目指定

事業区分指定 (I)...

画面 (V) 印刷 (P)... 転送 (E)... キャンセル (H)

税区分を選択して下さい。

[消費税管理資料]
[税区分別明細表] メニュー

F の場合、税区分「1.課税売上分一般仕入」を指定します。
G の場合、税区分「21.課税売上分仕入の旧税分」を指定します。

[21] 課税売上分仕入の旧税分

日付	総勘定科目名 (補助)	税抜金額	仮払金額	税込金額
24 4 1	仕入高			
	3	436,894	13,106	450,000
	【合計】	436,894	13,106	450,000

G

ここまで追跡すると、どのような税区分で仕訳を登録したかが明確になります。

金額が合わないなどの場合は、ここで明細を1つつつチェックし、間違っている明細を仕訳処理で修正します。

以上の結果から、旧税率(3%)の取引を含む場合の、原則課税での消費税申告書は次のようになります。

【消費税申告書】

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円	
課税標準額	①						3	8	5	8	2	2	0	0	0	03	付表1の①から転記
消費税額	②						1	5	4	2	7	0	6	0	06	付表1の②から転記	
控除過大調整税額	③															07	付表1の③から転記
控除税額	控除対象仕入税額	④						8	8	4	1	2	5	8	08	付表1の④から転記	
	返還等対価に係る税額	⑤						6	6	0	0	0	0	0	09	付表1の⑤から転記	
	貸倒に係る税額	⑥														10	付表1の⑥から転記
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦					9	5	0	1	2	5	8				付表1の⑦から転記
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧														13	付表1の⑧から転記
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨						5	9	2	5	8	0	0		15	付表1の⑨から転記
	中間納付税額	⑩													0	0	16
	納付税額 (⑨-⑩)	⑪						5	9	2	5	8	0	0		17	
	中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫													0	0	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬														19	
	差引納付税額	⑭													0	0	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮					3	8	1	5	0	3	4	7	6	21	付表2-(2)から転記
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯					3	9	2	0	0	3	4	7	6	22	付表2-(2)から転記



簡易課税を採用している場合

旧税率の取引を含む場合は、付表4と付表5-(2)が必要です。

簡易課税の場合、原則課税の付表1にあたる「旧・新税率別、消費税額計算表」は、付表4に記載します。

集計方法・記載方法は同様で、旧税(3%)と新税(5%のうち国税分の4%)を分けて集計し、記載します。

また、付表5-(2)には、旧税を含まない場合に出力する「付表5(前述)」に旧税分(3%)を分けて記載できるレイアウトになっており、集計や記載方法は同様です。

【付表5-(2)】

付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)		簡易	
課税期間 24・4・1~24・4・30		氏名又は名称	
項	目	課税期間計	うち税率4%適用分
課税標準額に対する消費税額	①	15,427,060	15,409,600
貸倒回収に係る消費税額	②		
売上対価の返還等に係る消費税額	③	660,000	660,000
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④	14,767,060	14,749,600
1種類の事業の事業者の場合 [控除対象仕入税額] ④×みなし仕入率 (60%・80%・70%・60%・50%)	⑤	13,290,354	13,274,640
課税 売上 割合	事業区別の課税売上高(税抜き) (課税期間計)	うち 税率4%適用分	左の課税売上高に係る消費税額 (課税期間計)
	事業区別の 合計額	円 売上 割合	円 売上 割合

2. 消費税の還付申告について

設備投資や、仕入にかかる消費税額が大きく、売上にかかる消費税を上回る場合、還付申告することで、多く振り払いしていた消費税分の返却を申請することができます。

この還付申告については、消費税申告書と付表(原則は付表2、簡易は付表5)に加え、「消費税の還付申告に関する明細書」を提出する必要があります。

「消費税の還付申告に関する明細書」を作成する場合は、[消費税管理資料]-[申告用資料]-[書面申告]メニューで、以下の内容を入力します。

【消費税の還付申告に関する明細書(1/2)】

[書面申告] メニュー

○還付申告となった理由

○課税売上げ等に係る事項

第28-08号様式
消費税の還付申告に関する明細書 (法人用)

課税期間 24・4・1～25・3・31
所在地 東京都新宿区西新宿6丁目
名称 OBC商事株式会社

1. 還付申告となった主な理由 (該当する事項に○印を付してください)

輸出等の免税取引の割合が高い
 設備投資 (高額な固定資産の購入等) その他

2. 課税売上げ等に係る事項

1) 主な課税資産の譲渡等 (取引金額が100万円以上の取引は10項目まで記載してください)

資産の種類等	譲渡年月日等	取引金額等 (税込・税込)	取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)
機械用部品	継・続・	270,000	○商事(株)	東京都目黒区○××-×-×
製品原料	継・続・	130,000	(株)△△製作所	東京都葛飾区○××△△
建設機械	20・6・20	33,500	□□工業(株)	東京都宇都宮市□□町××
売上貸倒れ	19・12・31	1,200	△一郎(△商店)	東京都港区△△××-×-×

※ 継続的に課税資産の譲渡等を行っている取引先のものについては、当該税期区分をまとめて記載し、その場合、譲渡年月日等欄に「継続」と記載してください。輸出取引等は2)に記載してください。

2) 主な輸出取引等の明細 (取引金額総額の上位10項目まで記載してください)

取引先の氏名 (名称)	取引先の住所 (所在地)	取引金額	主な取引商品等	所轄税関 (支署) 名称
○Inc.	××, ○○, Los Angeles, CA, U.S.A	350,000	機械用部品	横浜(川崎)
△△有限公司	上海市△△区△△××号	280,000	製品原料	横浜(川崎)
□□Co.,Ltd	××, ○○, Singapore, Singapore	130,000	建設機械	横浜(川崎)
△△Co.,Ltd	釜山△△区○××	80,000	金属加工機械	横浜(川崎)
○B.V.	△××, Amsterdam, Netherlands	20,000	機械用部品	横浜(川崎)

に輸出取引する等

主な金融機関 ○○○○ 定額引当金・総合口座番号 1234567
当座 預金 口座番号

主な通関業者 氏名(名称) ○○商運(株) 住所(所在地) 神奈川県横浜市○区○町××-××

(1/2)

【還付申告に関する明細書(1/8)】画面で、「還付となった主な理由」を入力します。

消費税-書面申告

【還付申告に関する明細書(1/8)】

1. 還付申告となった主な理由

輸出等の免税取引の割合が高い

設備投資 (高額な固定資産の購入等)

その他

【還付申告に関する明細書(2/8)】画面で、「2. 課税売上げ等に係る事項」の「(1)主な課税資産の譲渡等」を入力します。

消費税-書面申告

【還付申告に関する明細書(2/8)】

2. 課税売上げ等に係る事項 - (1) 主な課税資産の譲渡等

資産の種類等 譲渡年月日等 (物種) 取引金額等 税込/税抜
製品原料 建設取引 130,000 円内

取引先の氏名(名称)
(株)△△製作所

取引先の住所(所在地)
東京都葛飾区○××△△町××-××

登録(1) 中止(4) 印刷(7) 全登録(2)

資産の種類等	譲渡年月日	取引金額等	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
機械用部品	継・続・	270000	○商事(株)	東京都目黒区○××-×-×

【還付申告に関する明細書(3/8)】画面で、「2. 課税売上げ等に係る事項」の「(2)主な輸出取引等の明細」を入力します。

消費税-書面申告

【還付申告に関する明細書(3/8)】

2. 課税売上げ等に係る事項 - (2) 主な輸出取引等の明細

取引先の氏名(名称)
△△有限公司

取引先の住所(所在地)
上海市△△区△△××号

取引金額 主な取引商品等
280,000 円内 製品原料

所轄税関(支署)名
横浜(川崎)

登録(1) 中止(4) 印刷(7) 全登録(2)

取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)	取引金額	主な取引商品等	所轄税関(支署)名称
○Inc.	××, ○○, Los Ange...	350000	機械用部品	横浜(川崎)

【消費税の還付申告に関する明細書(2/2)】

○課税仕入れに係る事項

【還付申告に関する明細書(5/8)】画面で、「3. 課税仕入れに係る事項」の「(1)仕入金額等の明細」を入力します。

以下、『仕入金額等の明細』の入力内容参照

3 課税仕入れに係る事項				
1) 仕入金額等の明細				
区分	①	②	③のうち課税仕入れにならないもの	④-③) 課税仕入
商品仕入高等	1,000,000			1,000,000
販売費・一般管理費	120,000		90,000	30,000
営業外費用				
その他				
小計	1,120,000		90,000	1,030,000
区分	⑤	⑥	⑦のうち課税仕入れにならないもの	⑧-⑦) 課税仕入高
固定資産	30,000			30,000
繰延資産				
その他				
小計	30,000			30,000
課税仕入れ等の税額の合計額	⑤+⑥の金額に対する消費税額			0

『仕入金額等の明細』の入力内容』

1,000円未満の金額は、切り捨てて、千円単位で入力します。

項目名	入力内容
A イ 決算額	<ul style="list-style-type: none"> 【科目別課税対象額集計表】メニュー、【合計残高試算表】メニューの、該当区分の科目の税抜金額または税込金額の合計額を入力します。製造原価に含まれる課税仕入については、「商品仕入高等」に入力します。 別途、保税地域から引き取った課税貨物の金額は、当項目「イ 決算額」に含めて入力するとともに、「ロ イのうち課税仕入れにならないもの」欄に入力します。
B ロ イのうち課税仕入れにならないもの	「イ」のうち、非課税・免税・不課税仕入れなど、課税仕入れではない金額を入力します。
C イ 資産の取得価額	<ul style="list-style-type: none"> 【科目別課税対象額集計表】メニュー、【合計残高試算表】メニューの資産科目のうち、該当区分の科目の税抜金額または税込金額の合計額を入力します。棚卸資産、有価証券及び金銭債権等の入力不要です。 別途、保税地域から引き取った課税貨物の金額は、当項目「イ 決算額」に含めて入力するとともに、「ロ イのうち課税仕入れにならないもの」欄に入力します。
D ロ イのうち課税仕入れにならないもの	「イ」のうち、非課税・免税・不課税仕入れなど、課税仕入れではない金額を入力します。
E 課税仕入れ等の税額の合計額 (⑤+⑥の金額に対する消費税額)	<ul style="list-style-type: none"> (損益科目の小計[5]+資産科目の小計[9])に対する消費税(国税 4%)を入力します。 別途、保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課税された消費税がある場合は、その消費税の合計額も含めます。 <p>※基本的に入力する金額は、付表2(付表2-2)の「課税仕入れ等の税額の合計額[12]」と一致します。</p>

○課税仕入れに係る事項

○当課税期間中の特殊事項

3 課税仕入れに係る事項

1) 仕入金額等の明細 単位：千円

区分	① 決算額 (税込・税別)	② ③のうち 課税仕入れに ならないもの	④
商品仕入高等	1,000,000		
販売費・一般管理費	120,000	90,000	
営業外費用	②		
その他	④		
小計	1,120,000	90,000	

区分	⑤ 資産の取得旨額 (税込・税別)	⑥ ⑦のうち 課税仕入れに ならないもの	⑧
固定資産	30,000		
繰延資産	⑦		
その他	⑧		
小計	30,000		

課税仕入れ等の税額の合計額 ⑩ ⑤+⑥の金額に対する消費税額

2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5まで記載して)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税別)	取引先の 氏名(名称)	取引先 の住所(所在地)
製品原料	継・統・	380,000	(株)△△商事	埼玉県所...
付属部品	継・統・	330,000	■商會(株)	神奈川県川崎市○区...
下請加工	継・統・	220,000	(株)○△機械工業	東京都大田区○△××××
機械製作	16・6・30	40,000	□△製作所(株)	千葉県千葉市□区□町××××
光熱費	継・統・	6,000	○電力(株)	東京都港区○××××

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

3) 主な固定資産等の取得 (1)または(2)の取引金額が100万円以上の取引を上位5まで記載してください) 単位：千円

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税別)	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
運送車両	19・9・30	30,000	●オート(株)	東京都中央区●××××

4 当課税期間中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください)

設備投資 (運送車両3台の新規取得)を行った。

(2 / 2)

【還付申告に関する明細書(6/8)】画面で、「3. 課税仕入れに係る事項」の「(2)主な棚卸資産・原材料等の取得」を入力します。

【還付申告に関する明細書(7/8)】画面で、「3. 課税仕入れに係る事項」の「(2)主な固定資産等の取得」を入力します。

【還付申告に関する明細書(8/8)】画面で、「4. 当課税期間中の特殊事情」を入力します。

3. 消費税の中間申告について

勘定奉行で消費税の中間申告を行う場合、以下の2通りの申告方法があります。

1) 前年実績に基づいて、中間申告する場合

[書面申告] メニュー

【前年実績に基づく中間申告書】

第26号様式 消費税及び地方消費税の中間申告書		平成 年 月 日		整理番号
納税地	(電話番号 - -)	税務署長殿		前課税期間 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
(フリガナ) 名称 又は屋号		平成24年4月1日	課税期間分の中間申告書	修正・更正・決定 の年月日
代表者氏名 又は氏名		平成25年3月31日	税務署処理欄	前課税期間 の消費税額
税理士 署名押印	(電話番号 - -)	年 月 日	この申告書が修正の場合	中間申告 対象期間
			この申告書の 消費税額	月数換算
			この申告書の 消費税額	前課税期間 × $\frac{1}{12}$ の消費税額
			この申告書の 消費税額	納付すべき 消費税額
			この申告書の 消費税額	納付すべき 地方消費税額
			消費税及び地方消費 税の合計納付税額	消費税及び地方消費 税の合計納付税額

【中間申告書[前年実績]】

通常は、こちらを選択しての申告となります。

前年実績に基づく中間申告書の内容は、申告区分を「中間申告書[前年実績]」を選択することで表示される「中間申告書[前年実績]」にある、それぞれの項目に記載内容を入力します。

必要事項を入力すると、納付すべき消費税額、および地方消費税額を自動的に計算します。

2) 仮決算で、中間申告する場合

こちらを選択するのは、「還付申告」を行う場合など、前年度に確定した消費税に比べて今年度の消費税額が明らかに異なる額であると分かっている場合に使用します。

なぜなら、通常中間申告は、前年度の確定消費税に基づいて、今年度の申告回数やその金額が決めるからです。

この場合は、今年度の実データより中間申告書を作成します。